

10月の「月一レター」です。

このところめっきり秋の気配が漂い朝夕冷え込み、近所のハナミズキも赤く紅葉し始めています。皆さまお元気にお過ごしでしょうか？

さて、今月は以下の2点です。

- ① は、統合失調症の薬物治療に関するガイドラインについて。
- ② は、精神障がい者にも国内航空運賃割引が適用されたという「お知らせ」です。

① 10月1日の「埼家連・精神障がい者家族のピアサポート相談研修会」に参加しました。大宮ソニックシティ会議室で開催され、国立精神神経センター精神保健研究所精神疾患病態研究部長の橋本亮太先生による、患者や家族向けのとても解りやすく書かれた「統合失調症の薬物治療ガイドライン」の説明でした。

書籍：本人・家族に役立つ薬物治療ガイド「統合失調症薬物治療ガイド」の役割と使い方の説明会に参加され、それを読まれた方からの報告です。

*薬物治療ガイドラインでは統合失調症の認知機能障害に対して適切な用量の第二世代抗精神病薬を単剤で使用し、抗コリン薬やベンゾジアゼピン系薬の併用を少なくすることが認知機能障害を改善するために推奨されています。このように単剤が推奨されていても医療現場の薬物治療ではまだ多剤、大量療法になっているように思います。本人や家族も薬物治療ガイドラインを知る事はとても大切だと思いました。

*自分の状態や症状を患者側から医者にどれだけ良い情報を出せるかが大切であり、それが良い治療につながるということでした。

*この薬物治療ガイドラインを読んで、知らなかったこと、知らされていなかったことがわかりました。長い間、多剤服用で副作用に悩まされながらも、真面目に服薬してきた本人に対して、申し訳なさ、無念さを覚えました。

★なお、書籍については、〇〇ゾンからでも購入できるそうです。

② 精神障がい者にも航空旅客運賃の割引の適用。

みんなねっと推進ニュース 69号から抜粋してお知らせします。

障害者等に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要

☀ 9月21日航空会社においてプレスリリース ☀

	現行	適用拡大後	適用予定時期
精神障害者	—	全ての	日本航空グループ
身体障害者 知的障害者	障害の程度に応じ、 「本人・介護」又は 「本人」の区分あり	「本人・介護」 に適用	2018年10月4日予約受付分～ 全日本空輸グループ等 2019年1月16日予約受付分～

2015年6月26日、全国精神保健福祉社会連合会は「一般社団法人全日本航空事業連合会」へ他障害同等の航空運賃割引の要請を行ってきました。

2018年9月21日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名で国土交通省と協議の上、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛に「障発0921第8号・障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）」が周知されました。

これを受けて、全国精神保健福祉社会連合会事務局は【JAL】及び【ANA】に対し、御礼と併せて実施に踏み切った背景について問い合わせた結果、下記の回答を得ました。

【JAL】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。

2020年のオリンピックパラリンピック開催に向けて、バリアフリーの機運が高まってきている。バリアフリー関連についてはJALにも社会的な役割として求められていることが背景。割引実施は当社独自の判断。厚生労働省からの要請はあった。

【ANA】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。

従来手帳に航空運賃割引の承認印（障害福祉課などの窓口）が必要だったが必要なくなった。「定期航空協会」の要請があった。

【日本航空グループ】 日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム

【全日本空輸グループ等】 全日本空輸、ANAウイングス、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー

※ 現在、障害者等に対する航空旅客運賃の割引を実施している他の航空運送事業者については、今回の日本航空等における適用拡大にならうかどうかを検討中。

※ 全日本空輸グループ等においても、1月16日から、日本航空グループと同様の制度変更を行う予定です。航空事業者において明確な決定があり次第、各自治体に対して変更を踏まえた改正通知を発出予定。

《割引運賃を利用する場合の航空券の購入手続》

- (1) 航空券を購入する場合は、
精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き・搭乗日当日が有効期間内であるものに限る。）を航空券販売窓口に表示するものとする。
- (2) 乗降の際及び搭乗中は、
同手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものとする。
- (3) 本人の携帯が困難な場合には、
介護者が携帯しても差し支えないものとする。
- (4) 介護者と共に搭乗する場合は、
利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

★詳細は「みんなねっとHP」から「JRなど運賃割引推進ニュース」をご覧ください。